



発行 東京都

目次

74

告示

○令和五年度東京都人事行政の運営等の状況の公表
……………（総務局人事部人事課）…一

告示

●東京都告示第千五百五十五号

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年東京都条例第八号）第六条の規定により、令和五年度東京都人事行政の運営等の状況を公表する。

令和五年十一月一日

東京都知事 小池百合子

1 人事行政の運営の状況

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用者数及び退職者数の状況（令和4年度）

区分	採用者数	退職者数				計
		定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	
知事部局	993人	416人	107人	460人	91人	1,074人
行政委員会等	18人	12人	3人	17人	2人	34人
交通局	153人	230人	31人	47人	13人	321人
水道局	50人	67人	7人	30人	8人	112人
下水道局	60人	34人	4人	24人	3人	65人
教育庁（学校）	2,509人	1,676人	242人	1,264人	48人	3,230人
警視庁	1,097人	825人	48人	617人	32人	1,522人
東京消防庁	612人	325人	62人	238人	11人	636人
合計	5,492人	3,585人	504人	2,697人	208人	6,994人

- （注）1 知事部局には、労働委員会事務局及び収用委員会事務局を含む（以下同じ。）。
 2 行政委員会等とは、議会局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び港区漁業調整委員会事務局をいう（以下同じ。）。
 3 採用者数は、競争試験及び選考による採用者の計である。
 なお、令和3年度中に実施した、令和4年度に向けた前倒し採用者を含む。
 4 退職者数のその他の区分は、任期満了に伴う退職者、死亡退職者及び分限又は懲戒処分による免職者の計である。

2 昇任試験及び昇任選考の実施状況（令和4年度）

- （1）人事委員会又は人事委員会の権限委任により任命権者が実施する昇任試験及び昇任選考
 「II 人事委員会の業務の状況」第1に記載されているとおりです。

- （2）教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により教育長が実施する昇任選考
 〒 東京都公立学校主任教諭選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	3,499人	1,161人	3.01倍
中学校	955人	510人	1.87倍
高等学校	680人	315人	2.16倍
特別支援学校	160人	136人	1.18倍
合計	5,294人	2,122人	2.49倍

イ 東京都公立学校4級職(主幹教諭・指導教諭)選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	114 人	86 人	1.3 倍
中学校	48 人	32 人	1.5 倍
高等学校	33 人	28 人	1.2 倍
特別支援学校	27 人	21 人	1.3 倍
小計	222 人	167 人	1.3 倍
小学校	264 人	263 人	1.0 倍
中学校	180 人	174 人	1.0 倍
高等学校	68 人	66 人	1.0 倍
特別支援学校	14 人	13 人	1.1 倍
小計	526 人	516 人	1.0 倍
合計	748 人	683 人	1.1 倍

ウ 東京都公立学校教育管理職選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
A選考	162 人	99 人	1.6 倍
小学校	289 人	221 人	1.3 倍
中学校	124 人	102 人	1.2 倍
高等学校	34 人	26 人	1.3 倍
特別支援学校	16 人	13 人	1.2 倍
小計	463 人	362 人	1.3 倍
小学校	24 人	21 人	1.1 倍
中学校	9 人	8 人	1.1 倍
高等学校	5 人	4 人	1.3 倍
特別支援学校	3 人	3 人	1.0 倍
小計	41 人	36 人	1.1 倍
合計	666 人	497 人	1.3 倍

エ 東京都公立学校校長職候補者選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	561 人	125 人	4.5 倍
中学校	137 人	71 人	1.9 倍
高等学校	75 人	33 人	2.3 倍
特別支援学校	25 人	10 人	2.5 倍
合計	798 人	239 人	3.3 倍

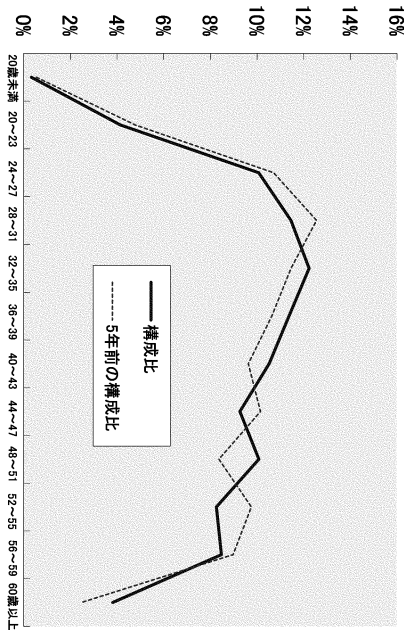
3 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	令和5年	令和4年		
議会	147 人	149 人	△2 人	
総務	4,020 人	3,677 人	343 人	増加理由：感染症対策に係る執行体制の強化、子ども子育て支援関連、デジタル化関連の増等
労働	3,018 人	3,047 人	△29 人	
農林水産	732 人	742 人	△10 人	
商工	598 人	606 人	△8 人	
土木	626 人	604 人	22 人	減少理由：オリンピック関連業務の終了に伴う減、業務執行体制の見直し等
衛生	5,066 人	5,041 人	25 人	
民生	3,062 人	2,980 人	82 人	
計	3,568 人	3,030 人	538 人	(参考：人口10万人当たり職員数 48.16人)
教育部門	20,837 人	19,876 人	961 人	
警察部門	68,499 人	67,920 人	579 人	
消防部門	47,346 人	47,745 人	△399 人	実員配置の増減等
小計	19,272 人	19,053 人	219 人	
病院	155,954 人	154,594 人	1,360 人	(参考：人口10万人当たり職員数 1,108.92人)
交通	0 人	7,270 人	△7,270 人	増加理由：業務執行体制の強化等
下水道	6,682 人	6,702 人	△20 人	
その他	3,493 人	3,582 人	△89 人	減少理由：業務委託の拡大等
小計	2,541 人	2,513 人	28 人	
合計	13,521 人	20,879 人	△7,358 人	
合計	169,475 人	175,473 人	△5,998 人	(参考：人口10万人当たり職員数 1,205.06人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、再任用短時間勤務職員及び非常勤職員等を除く。
 2 []内は、条例定数の合計であり、再任用短時間勤務職員を含み、休職者、派遣職員及び非常勤職員等を除く。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	557	7,020	17,064	19,415	20,727	19,264	17,824	15,704	17,082	13,995	14,359	6,464	169,475

第2 職員の人事評価の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第1項で「職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。」、第23条の3で「任命権者は、前条第1項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定しています。東京都では、東京都職員の人事評価に関する規程等に基づき、任命権者ごとに人事評価を実施しています。評価結果等は、各種昇任選考や昇給、勤続手当、人材育成、配置管理等に幅広く活用しており、制度の見直しも適宜行っています。知事部局における人事評価制度の概要は、次のとおりです。

対象職員	制度の概要																																										
一般職員	<p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己申告制度、業績評価制度、人材情報により構成 ○ 課長が絶対評価を実施、部長は調整者として位置付け ○ 業績とプロセスによる評価 ○ 全職員に求められる能力、姿勢をプロセス評価の評定要素として設定 ○ 希望者全員へ第一次評定結果を開示、評定結果に係る苦情相談制度を整備 <p>《評定者及び評定方法》</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>調整者</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>人事主管部長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>《評定方法》</p> <table border="1"> <tr> <td>4段階絶対評価</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>《評定要素》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評価</td> <td>プロセス評価</td> </tr> <tr> <td>○ 仕事の成果</td> <td>○ 職務遂行力</td> </tr> <tr> <td>○ 組織支障力(一般職)</td> <td>○ 組織運営力(監督職)</td> </tr> <tr> <td>○ 取組姿勢</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1 監督職とは、課長(代理、総括技能長、技能長、担任技能長をいう)。2 一般職とは、主任、技能主任、主事、技能主事をいう。</p> <p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己申告制度、職務記録制度、人材情報により構成 ○ 業績と能力の両要素を考慮した総合評価の実施 ○ 選考種別等に応じた能力評価項目の設定 ○ 育成すべき能力を明確化し、人材育成と活用 ○ 評価結果の本人開示の実施 <p>《評定者及び評定方法》</p> <p>●管理職</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>調整者</td> <td>局長</td> </tr> </table> <p>●管理職候補者</p> <table border="1"> <tr> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>●管理職候補者</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>調整者</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>評定方法</p> <table border="1"> <tr> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>(注) 被評定者が部長級の場合は、第一次評定についても局長が評定</p> <p>《評定要素(一般行政系の例)》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評価</td> <td>能力評価</td> </tr> <tr> <td>職務遂行過程において発揮された能力(課題設定力・実行力・組織運営力)</td> <td></td> </tr> </table>	第一次評定	調整者	最終評定	評定者及び調整者	課長	部長	人事主管部長			4段階絶対評価	5段階相対評価	業績評価	プロセス評価	○ 仕事の成果	○ 職務遂行力	○ 組織支障力(一般職)	○ 組織運営力(監督職)	○ 取組姿勢		第一次評定	最終評定	評定者	部長	調整者	局長	5段階絶対評価	5段階相対評価	第一次評定	調整者	最終評定	評定者及び調整者	課長	部長	局長			5段階絶対評価	5段階相対評価	業績評価	能力評価	職務遂行過程において発揮された能力(課題設定力・実行力・組織運営力)	
第一次評定	調整者	最終評定																																									
評定者及び調整者	課長	部長																																									
人事主管部長																																											
4段階絶対評価	5段階相対評価																																										
業績評価	プロセス評価																																										
○ 仕事の成果	○ 職務遂行力																																										
○ 組織支障力(一般職)	○ 組織運営力(監督職)																																										
○ 取組姿勢																																											
第一次評定	最終評定																																										
評定者	部長																																										
調整者	局長																																										
5段階絶対評価	5段階相対評価																																										
第一次評定	調整者	最終評定																																									
評定者及び調整者	課長	部長																																									
局長																																											
5段階絶対評価	5段階相対評価																																										
業績評価	能力評価																																										
職務遂行過程において発揮された能力(課題設定力・実行力・組織運営力)																																											
管理職及び管理職候補者																																											

第3 職員の給与の状況

1 総括

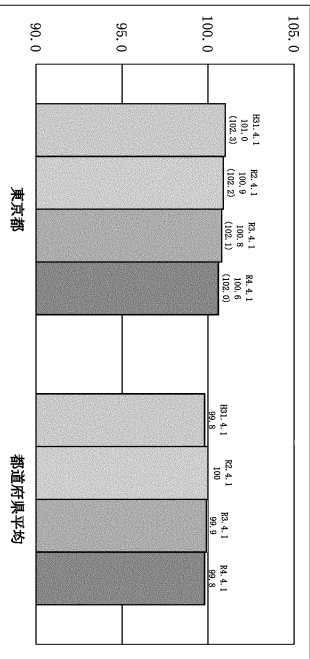
(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分 (令和5年1月1日現在)	住民基本台帳人口 人	歳出額 A 千円	実収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考) 令和3年度 の 人件費率 %

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 人	給料 千円	職員手当 千円	期末・勤続手 当 千円	計 千円	一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 普通府県 平均一人当たり 給与費 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。
 4 普通府県平均は、令和3年度地方財政状況調査によるものである。
 (3) ラスハイレス指数の状況(令和4年4月1日現在)



- (注) 1 ラスハイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一基準ではかるため、国の職員数(構成員)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 (1) 香きの数値は、地域手当補正後ラスハイレス指数を指す。地域手当補正後ラスハイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスハイレス指数(補正前)のラスハイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。

【参考】都議会の給与は、毎年、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査して行う報告に基づき、都議会の審議を経て案例により決定されており、都内の民間企業の給与水準を適正に反映する仕組みとなっている。令和4年度賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によれば、全国を100とした場合に、都内民間企業の賃金水準は120.7となり普通府県で最も高い水準にある。都においては、今後とも引き続き、人事委員会報告に基づき、適正な給与水準を保っていく。

(4) 給与報告の状況

① 月別給

区分	人事委員会の報告			報告 (改定率) %
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	
令和5年度	409,882	406,313	3,569 (0.88)	0.88

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会報告において公民の4月分の給与額をラスハイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の報告			
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給割合 B 月	較差 A-B 月	報告 (改定月数) 月
令和5年度	4.63	4.55	0.08	0.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給割合」は期末手当及び勤続手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について(平成27年4月実施)

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の見直し等に取り組むとされている。

- ア 給料表の見直し
 - 地域手当を20%に引き上げること踏まえ、民間給与水準との均衡を図る観点から、給料月額を平均1.7%引下げ
- イ 地域手当の見直し
 - 区部・多摩地域について、国が定める1級地の制度完成時の支給割合と同様とするため、18%から20%への引上げを実施
- ウ その他の見直し内容
 - 単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様の見直しを実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
東京都	42.4歳	316,277円	451,385円	398,074円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
都道府県平均	42.6歳	320,171円	411,612円	361,937円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	公務員		
			平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
東京都	50.5歳	1,241人	287,646円	388,055円	384,902円
うち消防職員	56.4歳	20人	353,135円	491,950円	434,805円
うち用務員	52.4歳	396人	273,096円	361,549円	335,665円
うち自動車運転手	53.9歳	36人	277,431円	409,269円	344,217円
うち守衛	56.6歳	31人	298,529円	430,403円	366,916円
うち電話交換手	42.5歳	48人	250,488円	330,300円	302,298円
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円
都道府県平均	53.8歳	165人	313,167円	367,801円	344,216円

区分	対応する民間の類似職種	民間			参考A/B
		平均年齢	平均給与月額(B)		
東京都	廃棄物処理従事員	47.0歳	306,000円	—	1.61
うち用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	236,600円	—	1.53
うち自動車運転手	乗用自動車運転者	55.8歳	317,600円	—	1.29
うち守衛	警備員	49.3歳	299,900円	—	1.44
うち電話交換手	—	—	—	—	—

区分	参考の比較		
	年収ベース(数値)	C/D	
東京都	—	—	—
うち消防職員	7,929,080円	4,266,500円	1.86
うち用務員	5,800,684円	3,187,900円	1.82
うち自動車運転手	6,412,906円	4,144,900円	1.55
うち守衛	6,738,184円	4,112,800円	1.64
うち電話交換手	5,230,527円	—	—

(注)1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31年から令和3年までの3年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したもので、公務員においては前年度に支給された期末・勤続手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	44.7歳	351,077円	451,921円
都道府県平均	44.8歳	370,141円	431,828円

エ 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	40.0歳	337,727円	437,064円
都道府県平均	42.1歳	354,106円	409,261円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
東京都	39.8歳	326,405円	524,686円	409,339円
国	41.4歳	320,437円	—	379,615円
都道府県平均	38.8歳	325,987円	465,679円	374,920円

(注)1 「平均年齢」は、10進法で小数第1位までを表している。

2 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当(時間外勤務手当)などの諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

4 国・都道府県における「平均年齢」、「平均給与月額」は、令和4年国家公務員給与等実態調査及び令和4年地方公務員給与実態調査によるものである。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分	東京都	国
一般行政職	大学卒	総合職189,700円 一般職185,200円
	高校卒	154,600円
	高校卒	151,900円
技能労務職	大学卒	143,800円
	中学校卒	—
教育職	大学卒	—
	短大卒	—
警察職	大学卒	総合職217,800円 一般職214,900円
	高校卒	178,000円

(注) この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給される。

(3) 職員の経歴年数別・学歴別平均給料月額等の状況(令和5年4月1日現在)

区分	経歴年数				
	10年	20年	25年	30年	
一般行政職	大学卒	276,781円	373,720円	391,462円	406,568円
	高校卒	235,006円	298,997円	349,533円	360,788円
	高校卒	228,647円	296,540円	318,193円	325,262円
技能労務職	中学校卒	—	—	—	—
	大学卒	304,036円	394,732円	421,284円	432,897円
高等学校教育職	短大卒	—	370,200円	415,450円	379,600円
	大学卒	303,127円	398,990円	428,410円	441,380円
小・中学校教育職	短大卒	283,267円	382,816円	415,510円	414,369円
	大学卒	285,999円	370,961円	399,370円	409,590円
警察職	大学卒	257,555円	340,843円	374,527円	396,310円
	高校卒	—	—	—	—

(注) 諸手当を含まない。

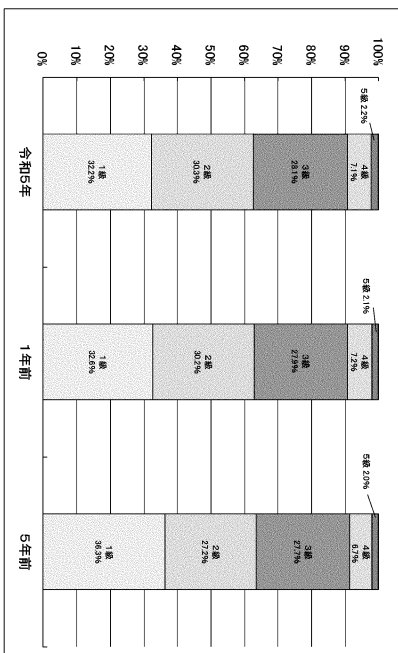
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

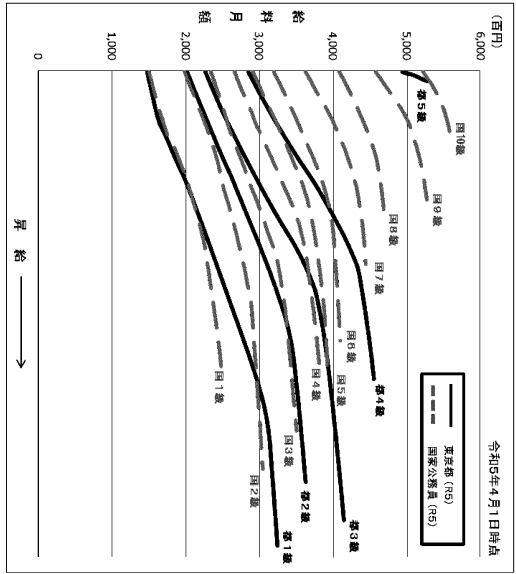
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長	479人	2.2%	494,000円	526,700円
4級	課長	1,566人	7.1%	284,500円	455,000円
3級	課長代理	6,185人	28.1%	227,300円	415,100円
2級	主任	6,676人	30.3%	202,600円	362,500円
1級	主事	7,091人	32.2%	148,300円	324,300円

(注) 1 東京都の職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表(一)の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給可能な区分
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分	○	○
標準、下位の区分		
標準の区分のみ(一律)		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

【参考】昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評価の実施状況
地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日
を評定基準日として人事評価を実施している(内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する
規程を参照)。
なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記載と自己申告を制度化し、昭和61
年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。
- 昇給への勤務成績の反映状況
管理職については、業績・能力総合評価の結果に基づき昇給区分(昇給なし～6号昇給(前年度末
55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給))を決定した。
一般職員については、勤務成績に基づき昇給区分(昇給なし～6号昇給(前年度末55歳以上の職員
については昇給なし～2号昇給))を決定した。
令和5年4月1日の昇給において、一般行政職(知事部局)の職員数13,073名中、上位区分(5号
昇給～6号昇給(前年度末55歳以上の職員については1号昇給～2号昇給))に決定された職員は
3,598名(27.5%)であった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東京都		国	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1,844千円	
(令和4年度支給割合)	勤勉手当	(令和4年度支給割合)	勤勉手当
期末手当	2.40月分	2.15月分	2.00月分
(加算措置の状況)	(1.35)月分	(1.05)月分	(0.95)月分
職制上の段階・職務の級等による加算措置	3～20%	職制上の段階・職務の級等による加算措置	5～20%
・職務段階別加算	15～25%	・役職加算	10～25%
・管理職加算		・管理職加算	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 勤働手当への人事評価の活用状況

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	○	○	○	○	○
ロ. 人事評価を活用していない	活用していない				

【参考】勤働手当への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日をもって評定基準日として人事評価を実施している(内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照)。
なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対して業績評価制度と自己申告制度を導入している。
- 勤働手当への勤務業績の反映状況
都では、能力・業績主義の徹底を図る観点から、若手職員、再任用職員、教員及び実業系職員を含む全ての職員に成績率を適用している。については、業績・能力総合評価の結果に基づき、成績率の段階(部長級は5段階、課長級は4段階、それ以外の一般職員については3段階)を決定している。令和4年12月の成績率は、部長級は10000分の20500から10000分の0の範囲内、課長級は10000分の22000から10000分の0の範囲内、課長代理級は10000分の16500から10000分の10125の範囲内で決定している。F9、課長代理級以外の一般職員は10000分の16500から10000分の10125の範囲内で決定している。

(3) 退職手当(令和5年4月1日現在)

東 京 都		国	
(支給率)	自己都合	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.00月分	勤続20年	19.6695月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	28.0395月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	39.7575月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	47.709月分

その他の加算措置
定年前早期退職特別措置(2%~90%加算)
1人当たり平均支給額 2,623千円 22,420千円

(4) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度普通会計決算)		124,881,719 千円	
支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	805,668 円
特別区、医師、歯科医師	111,349 人	20%	(特別区以外の医師、歯科医師は16%)
武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市	12,983 人	16%	
八王子市、青梅市、府中市、明島市、小金井市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市	18,874 人	20%	15%
立川市、東大和市	4,281 人	12%	
三鷹市、おきる野市	2,187 人	10%	
東久留米市、羽村市	1,449 人	6%	
武蔵村山市	483 人	3%	
瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	562 人	0%	
袖ヶ浦市	48 人	16%	
藤沢市	2 人	12%	
市原市	31 人	12%	10%
八潮市	4 人	3%	
鴨川市、鶴山市、鶴岡町	126 人	0%	0%
島しょ地域	1,307 人	0%	0%
平均支給率		19.8%	18.2%

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(5) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度普通会計決算)	10,224,967千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)		170,442円		
		38.7%		
手当の種類 (手当数)		37種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和4年度決算	左記職員に対する 支給単価
死体取扱・解剖等業務手当、死体処理手当	知事部局職員、警視庁職員	死体解剖等の業務	388,559千円	日額200~610円、1体190~3,200円
危険現場等作業手当、高所作業手当、高所作業員手当、高所作業員	知事部局職員、教育庁職員、警視庁職員	潜水作業、高所作業等	988千円	日額230~940円、1台150~300円
防疫等業務手当	知事部局職員	感染症・結核患者の治療・看護等の業務	89,811千円	日額・1勤務 210~5,000円
精神神経疾患診療等業務手当	知事部局職員	精神科救急業務、措置入院に関する業務等	1,536千円	日額170~500円、1回720~1,420円
と畜解体作業等業務手当	知事部局職員	と畜解体・と畜検査業務等	23,925千円	日額550~2,720円
放射線・有害物等取扱業務手当、放射線取扱業務手当、放射線取扱員、警視庁職員	知事部局職員、学校職	放射線の操作業務等	5,912千円	日額・1勤務 180~390円
船員勤務手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員	船員法の適用を受ける船員の乗船勤務	11,600千円	日額2,230~2,880円
取崩・折衝等業務手当	知事部局職員	取崩業務、折衝業務等	3,295千円	日額190~270円
税務事務特別手当	知事部局職員	郵務の課税徴収の事務	200,102千円	日額380~640円
職業訓練指導員手当	知事部局職員	職業訓練業務	22,459千円	日額660円
交番制勤務者等業務手当、深夜特殊勤務手当、夜間緊急招集手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警視庁職員、東京消防庁職員	深夜交替制勤務等の業務	2,171,137千円	日額・1勤務 410~3,900円、1回660~10,000円
福祉等業務手当	知事部局職員	入所者の療育・介護等の業務	71,787千円	日額・1勤務 200~1,090円
小笠原業務手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警視庁職員	小笠原に所在する都庁職員の業務	19,375千円	日額300~700円

指導員業務手当	知事部局職員	東京医師アカデミーの研修計画に基づく指導業務	—	日額4,500円
産科医療業務手当	知事部局職員	分娩に係る業務等	—	1回 10,000~20,000円
救急医療業務手当	知事部局職員	救急医療に係る業務	—	1勤務 20,000円
特定看護分野仕事手当	知事部局職員	医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野に係る業務	1,464千円	日額750~2,700円
分娩介助業務手当	知事部局職員	分娩の介助業務	—	1回 3,000円
新生児特定集中治療室(NICU)に入院する新生児に対する診療業務	知事部局職員	新生児特定集中治療室(NICU)に入院する新生児に対する診療業務	—	新生児1人 10,000円
夜間定時制教育勤務手当	教育庁職員、学校職員	定時制課程を履く高等学校における夜間の勤務	1,396千円	日額520円
夜間学級通信教育勤務手当	学校職員	中学校における夜間学級、通信教育の業務	18,534千円	日額710~980円
特別支援学校教育職員手当	学校職員	特別支援学校における看護業務等	1,487千円	日額200円
教員特殊業務手当	学校職員	非常災害時の緊急業務等	1,918,677千円	日額1,700~6,400円
捜査等業務手当	警視庁職員	暴力団、国際犯罪組織等の捜査、取締り等	1,312,094千円	日額200~3,000円、1件310~410円
交通整理取締り手当	警視庁職員	交通の整理、交通関係法令違反の取締り	85,326千円	日額300~510円
看守手当	警視庁職員	留置施設及び被留置者の管理等	137,276千円	日額370円
警心手当	警視庁職員	交番その他の派出所における業務等	985,620千円	日額300~500円
爆発物等処理手当	警視庁職員	爆発物の識別、解体の業務等	71,575千円	1件5,400円、日額250~5,500円
特別救助手当、救出救助手当	警視庁職員、東京消防庁職員	自然災害等における救助活動等	57,734千円	1回460~840円、日額260~8,000円

管制手当	東京消防庁職員	消防部隊の運用等の指令管制業務	10,312千円	日額200円
航空作業手当、ヘリコプター一従事手当	警視庁職員、東京消防庁職員	航空機への搭乗、整備等の業務	96,536千円	日額640～1,230円、1時間400～8,120円
検査手当	警視庁職員	理化学、法医学等による検定又は鑑定業務	5,945千円	日額330円
出勤手当	東京消防庁職員	消防活動等の業務	1,485,735千円	1回220～300円、日額2,500～5,500円
救急手当	東京消防庁職員	傷病者の搬送、救急処置等の業務	1,020,692千円	1回200～500円
火災調査手当	東京消防庁職員	火災及び爆発の原因等の調査	7,149千円	日額330円
査察業務手当	東京消防庁職員	火災予防のための高度の検査等の業務	30,988千円	日額300円
高所活動危険手当	東京消防庁職員	はしご等を活用する高所での消防活動等	15,961千円	日額220円

(6) 超過勤務手当(時間外勤務手当)

支給実績(令和4年度普通会計決算)	57,627,106千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度普通会計決算)	371千円
支給実績(令和3年度普通会計決算)	60,221,472千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度普通会計決算)	387千円

(7) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度普通会計決算)
扶養手当	【内容】扶養親族を有する職員に支給 【支給額】3,000円(子が満16歳に達し、かつ、22歳未満で、その初年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない) 【支給額】6,000円(課長級は3,000円)	異なる	支給対象者、支給単価 【国】10,000円(子が満16歳に達し、かつ、22歳未満で、その初年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない) 【国】6,500円(行(一)8歳相当以上は3,500円)	13,803,616千円	224,041円
住居手当	【内容】住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 【支給額】15,000円	異なる	支給対象者、支給単価 【国】借家・借間 支給限度額 28,000円	3,399,687千円	187,621円
初任給調整手当	【内容】専門的な知識を必要とし、かつ採用による人員補充が困難である等に関する業務 【支給額】118,000～268,500円 ① 島上保健師等 ② 保健師・検疫医師 ③ 警務医務院 ④ 保健所・都立病院等 ⑤ 本庁・研究所 ⑥ 助産師・看護師等 ⑦ 40～50,800円 ⑧ 500～5,800円 ※(1)は卒業後40年間の(2)は卒業後5年間の支給	異なる	支給対象者、支給単価 【国】(1)医師・歯科医師 ① 医師・検疫 600～1,800円 ② 少人口市町村 54,600～368,800円 ③ 地域手当5級地域 49,100～308,600円 ④ 地域手当1～3級地 38,900～251,200円 ⑤ 地域手当4級地 27,500～184,700円 (2) 医系技官等 17,400～80,800円 (3) 研究員等 20,000～100,000円 ※(1)及び(2)は採用から35年間の(3)は採用から10年間の支給	281,029千円	1,338,233円
通勤手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用し運賃又は自車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】(1)交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額(1月当たり)限度額55,000円 (2)交通用具使用者 交通用具使用に必要経費(1)～(9)の月平均額2,600～15,000円 ② 通勤不便3,900～23,700円 ③ 障害者4,500～37,200円 交通機関・交通用具併用者(原則として(1)と(2)の合計額(1月当たり)限度額55,000円)	異なる	交通用具使用者の支給 【国】2,000～31,600円	21,269,118千円	170,278円

専任主任 手当等	【内容】を異にする異動又は在勤する公務員の移動に伴い、転居し者や別居し、距離制限(80km以上)を定めない事柄により配属(転居)を決定する職員に支給 【支給額】 (1) 加算額 30,000円 (2) (職員・配偶者の住居の距離が100km以上) 住居が島しょ等の場合(加算)	距離制限、加算額 【国】 (1) 距離制限60km以上70,000円(職員・配偶者の住居の距離が100km以上の場合に加算)	221,859千円	547,800円
給料の特 別優遇額 (管理職 手当)	【内容】又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600~140,800円	支給対象者、支給割合 【国】 46,300~146,400円	9,628,305千円	1,108,558円
特約勤務 手当等	【内容】 (1) 離島の他の生活の著しく不便な地に所在する公務員に勤務する職員に支給 (2) 離島の他の生活の著しく不便な地に所在する公務員に勤務する職員に支給 【支給額】 (1) 特約勤務手当 (2) 特約勤務手当に準ずる手当	支給割合 【国】 (1) 特約勤務手当 47,100~257,100 (2) 特約勤務手当に準ずる手当 27,100~67,100	582,442千円	924,511円
その他 手当等	【内容】 (1) 離島の他の生活の著しく不便な地に所在する公務員に勤務する職員に支給 (2) 離島の他の生活の著しく不便な地に所在する公務員に勤務する職員に支給 【支給額】 (1) 特約勤務手当 (2) 特約勤務手当に準ずる手当	支給割合 【国】 (1) 特約勤務手当 47,100~257,100 (2) 特約勤務手当に準ずる手当 27,100~67,100	650,312千円	964,855円
定期制 教育 手当	【内容】 (1) 定前期の課程又は通信制の課程を履修し、卒業した者に支給 (2) 定前期の課程又は通信制の課程を履修し、卒業した者に支給 【支給額】 (1) 給料月額 (17,100~47,100) (2) 給料月額 (17,100~47,100)	支給割合 【国】 (1) 給料月額 (17,100~47,100) (2) 給料月額 (17,100~47,100)	205,549千円	169,176円
産業教育 手当	【内容】 (1) 産業又は工業に関する職業を履修し、卒業した者に支給 (2) 産業又は工業に関する職業を履修し、卒業した者に支給 【支給額】 (1) 給料月額 (47,100~87,100) (2) 給料月額 (47,100~87,100)	支給割合 【国】 (1) 給料月額 (47,100~87,100) (2) 給料月額 (47,100~87,100)	213,725千円	243,146円

義務教育 特別手当	【内容】 (1) 義務教育等に勤務する職員に支給 (2) 義務教育等に勤務する職員に支給 【支給額】 1,850~8,570円	支給率 【国】 (1) 一般の宿日直 4,400円 (2) 特別の宿日直 5,300~7,400円 (3) 医師当直 22,000円 (4) 常直 22,000円 ※5時間未満は1/2の額	3,771,131千円	59,363円
林業 普及指導 手当	【内容】 (1) 林業普及指導員に支給 (2) 林業普及指導員に支給 【支給額】 (1) 行(一)2級以下 19,500円 (2) 行(二)3級以下 21,000円 (3) 行(三)2級以下 19,500円	支給率 【国】 (1) 一般の宿日直 4,400円 (2) 特別の宿日直 5,300~7,400円 (3) 医師当直 22,000円 (4) 常直 22,000円 ※5時間未満は1/2の額	10,467千円	255,293円
宿日直 手当	【内容】 (1) 宿日直勤務を命じられた職員に支給 (2) 宿日直勤務を命じられた職員に支給 【支給額】 (1) 宿日直勤務 6,000円 (2) 本務宿日直 7,800円 (3) 常務宿日直 7,800円 (4) 臨時宿日直 6,800円 (5) 定宿日直 30,000円 (6) 定宿日直 30,000円 ※5時間未満は1/2の額	支給率 【国】 (1) 6,000~18,000円 (2) 勤務時間が6時間超の場合、9,000~27,000円 (3) 3,000円~6,000円	1,005,148千円	162,147円
管理職 手当	【内容】 (1) 指定職務給料兼適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営のために、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2) 管理職が災害等の対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 【支給額】 (1) 4,000~18,000円(勤務時間が6時間超の場合) (2) 2,000~6,000円	支給率 【国】 (1) 6,000~18,000円 (2) 勤務時間が6時間超の場合、9,000~27,000円 (3) 3,000円~6,000円	236,441千円	441,121円
夜勤手当	【内容】 (1) 正員の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務する場合に支給 (2) 夜勤手当に準ずる手当 【支給額】 (1) 勤務1時間当たり給料等の額×25/100	支給率 【国】 (1) 6,880,003千円	6,880,003千円	139,026円
休日給	【内容】 (1) 休日の勤務として正員の勤務時間中に勤務することを命じられた職員が、勤務した場合に支給 (2) 勤務1時間当たりの給料等の額×135/100 【支給額】 (1) 勤務1時間当たりの給料等の額×135/100	支給率 【国】 (1) 17,644,778千円	17,644,778千円	816,536円
寒冷地 手当	【内容】 (1) 寒冷地に在勤する職員に支給 (2) 寒冷地に在勤する職員に支給 【支給額】 (1) 寒冷地に在勤する職員に支給 (2) 寒冷地に在勤する職員に支給	支給率 【国】 (1) 寒冷地に在勤する職員に支給 (2) 寒冷地に在勤する職員に支給	—	—

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区分	職名	給料月額等
給料	知事	728,000円(1,456,000円)
	副知事	1,189,000円 1,107,000円
報酬	議長	1,016,800円(1,271,000円)
	副議長	917,600円(1,147,000円) 817,600円(1,022,000円)
期末手当	知事	(令和4年度支給割合) 3.45月分
	副知事	3.45月分 3.45月分
退職手当	知事	(算定方式) 給料月額×在職月数×50/100
	副知事	3.494万円 給料月額×在職月数×40/100
	知事	3.283万円 給料月額×在職月数×26/100
	副知事	1,036万円 給料月額×在職月数×26/100
	議長	任期ごと 任期ごと
	副議長	任期ごと 任期ごと

(注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「東京都特別職報酬等審議会」の答申に基づき案例で定められている。
 2 知事、副知事及び教育長には、地域手当を一般職員と同様に支給している。
 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(知事及び副知事は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の一部改正により、平成27年4月1日より教育委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育長は一般職から特別職に位置付けられた。
 5 知事、議長、副議長及び議員は、特別条例により、給料・報酬等を減額している。
 ()内は、減額前の月額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 交通事業
 ア 職員給与費の状況
 (イ) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める B/A %
令和4年度	56,377,292	△1,838,794	26,758,389	47.5
令和4年度				48.6

区分	職員数 A 人	給料 千円		期末・勤続手当 千円		1人当たり 給料 B/A 千円	(備考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
		千円	千円	千円	千円		
令和4年度	3,086	9,951,377	6,557,588	4,194,628	21,003,593	6,806	7,314

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 都道府県平均は、令和3年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給 円	平均月収額 円
東京都	45.8歳	338,871円	578,613円
東京都	45.2歳	354,399円	598,023円
団体平均			

(注) 1 平均月収額は、期末・勤続手当等を含む。
 2 団体平均は、令和3年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業(快速鉄道事業を含む。)の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

(うちバス事業運転手)

区分	公務員		
	平均年齢	職員数	基本給 円
東京都	49.4歳	1,706人	316,267円
東京都	46.4歳	1,160人	315,479円
団体平均			534,578円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種 バス運転手	平均年齢 歳	平均月収額 円	
東京都	—	48.2歳	429,300円	1.27
団体平均				

区分	年收ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東京都	6,534,770円	5,151,300円	1.27

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを
 2 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の
 3 平均月額収額には、期末・勤続手当(民間は年間賞与)等を含む。
 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、そ
 れぞれ平均月額収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況
 (ウ) 期末手当・勤続手当

東 京 都	参 考 (東京都の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,452 千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,844 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分
勤続手当 2.15 月分 (1.05) 月分	勤続手当 2.15 月分 (1.05) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

東 京 都	参 考 (東京都の知事部局等)
(支給率) 自己都合 勤続2.0年 23.00月分	(支給率) 自己都合 勤続2.0年 23.00月分
勤続2.5年 30.50月分	勤続2.5年 30.50月分
勤続3.5年 43.00月分	勤続3.5年 43.00月分
最高限度額 43.00月分	最高限度額 43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)
1人当たり平均支給額 899千円	1人当たり平均支給額 2,623千円
退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職制に係る職員に支給された平均額である。	22,420千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職制に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	2,059,851 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	669,653 円
支給対象地域	支給率 20.0%
特別区、青海市	支給対象職員数 (支給率) 2,930人 20.0%

(エ) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	186,521 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	77,717 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)	77.8 %			
手当の種類 (手当数)	2 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
交替制勤務者等 業務手当	乗務員、交替勤務 職員	長時間拘束勤務、 交替制勤務等の 委託勤務	183,378千円 50円	1 勤務 450 円~ 1,200 円 待機 10 分につき 50 円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	3,143千円	月額 200 円~230 円 1件につき 1,000 円